

第12511号 平成 28 年 4 月 15 日(金)

(毎週 火・金発行)

#### 目 次

〇熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ (建築課) 1 示 ○指定代理納付者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (税務課) 4 ○熊本県食肉衛生検査所設置条例別表の規定による食鳥処理場 等の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(健康危機管理課) 4 4 4 5 5 6 6 6 登 載 ○労働関係調整法第10条の規定に基づくあっせん員候補者・・・・ (労働委員会) 8 ○熊本県交通安全対策会議の開催・・・・・・・・・・・・・・・・(交通安全対策会議) 8

#### 規 則

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年4月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第37号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築基準法施行細則(昭和54年熊本県規則第37号)の一部を次のように改正 する。

第1条の2中「第1条の2」を「第1条の3」に改める。 第5条の3第1項第1号中「建築確認台帳記載事項証明申請書(建築物)」を「建築確 認等台帳記載事項証明申請書(建築物)」に改め、同項第2号中「建築確認台帳記載事項 証明申請書(建築設備)」を「建築確認等台帳記載事項証明申請書(建築設備)」に改め、 同項第3号中「建築確認台帳記載事項証明申請書(工作物)」を「建築確認等台帳記載事項証明申請書(工作物)」に改め、同条第2項第1号中「建築確認台帳記載事項証明書( 建築物)」を「建築確認等台帳記載事項証明書(建築物)」に改め、同項第2号中「建築 確認台帳記載事項証明書(建築設備)」を「建築確認等台帳記載事項証明書(建築設備)」 に改め、同項第3号中「建築確認台帳記載事項証明書(工作物)」を「建築確認等台帳記 載事項証明書(工作物)」に改める。 第15条の見出し中「特殊建築物等」を「特定建築物」に改め、同条第3項中「省令第

1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる配置図及び各階平面図」を「次に掲げるもの」に 改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第4項とする。

- 省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる配置図及び各階平面図 (1)
- 2) 法第12条第1項の規定による調査において、当該建築物の敷地、構造又は建築設備に安全上、防火上又は衛生上支障があるとされた建築物(法第3条第2項の規定 の適用を受けるものを除く。) にあっては、当該支障のある敷地、構造又は建築設備

の週用を受けるものを除く。)にあっては、当該文障のある敷地、構造又は建築設備の改善を図るための計画の内容を記載した書面第15条第2項中「2月以内」を「3月以内」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の表以外の部分中「は、次の表の左欄に掲げる建築物とし、省令第5条第1項の知事が定める報告の時期は、同表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる時期とする。」を「(次項及び次条第1項第2号において「知事指定建築物」という。)は、階数が5以上である建築物で、事務所その他これに類する用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものとする。」に改め、同項の表を削り、同項の次に次の1項を加える。

同項の次に次の1項を加える。 2 省令第5条第1項の知事が定める報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分 に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時期とする。

	3,120117, 2
建築物	時期
1 政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる	平成29年4月1日から12月2
建築物(同項に規定する国土交通大臣が定めるも	8日まで及び平成29年から3年
のを除く。)	目ごとの年の4月1日から12月
	28日まで
2 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物(同項に規定する国土交通大臣が定めるものを除く。	平成28年6月1日から12月2 8日まで及び平成28年から3年
」 切に規定する国工交通人臣が定めるものを除く。   ) のうち、病院、診療所、政令第19条第1項に	6 日まで及び平成 2 8 年 から 3 年
規定する児童福祉施設等、共同住宅又は寄宿舎の	28日まで
用途に供するもの	
3 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物(同	平成30年4月1日から12月2
項に規定する国土交通大臣が定めるものを除く。	8日まで及び平成30年から3年
)のうち、ホテル又は旅館の用途に供するもの	目ごとの年の4月1日から12月
	28日まで
4 政令第16条第1項第4号に掲げる建築物(同	平成30年4月1日から12月2
項に規定する国土交通大臣が定めるものを除く。	8 日まで及び平成30年から3年
	目ごとの年の4月1日から12月   28日まで
5 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物(同	平成29年4月1日から12月2
項に規定する国土交通大臣が定めるものを除く。	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
	目ごとの年の4月1日から12月
	28日まで
6 知事指定建築物	平成29年4月1日から12月2
	8日まで及び平成29年から3年
	目ごとの年の4月1日から12月
	28日まで
備考この表に掲げる建築物の区分の2以上の区分	
該建築物に係る用途(政令第16条第1項第1号   該当するものに限る。)のうち、その用途に供す	
建築物の主要な用途とみなして、この表を適用す	
第16条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設	
以外の部分中「昇降機及び昇降機以外の建築設備」を	「特定建築設備等(昇降機及び特定
建築物(法第12条第1項に規定する特定建築物をい の昇降機以外の建築設備等(法第12条第1項に規策	り。 勇 1 6 条の 4 におい 5 回 し。) ドする 建 築 設 備 等 をいう。 ) をいう。
以下同じ。)」に改め、同項第1号及び第2号を削り	、同項第3号中「前条第1項」を「
前条第2項」に改め、「換気設備(法第28条第2項 り設けられた機械換気設備及び中央管理方式の空気調	ただし書乂は同条第3項の規定によれ設備に限る ) 」を削り 「に
より設けられた排煙設備」及び「により設けられた非	常用の照明装置」を「の適用を受け
るもの」に改め、同号を同項第1号とし、同項に次の (2) 知事指定建築物に設けた防火設備(政令第1	1号を加える。6条第3項第3号に相定する国土な
通大臣が定めるものを除く。)	
第16条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の 設備等の」を加え、同項第1号中「第1項第1号及び	部分中「掲げる」の次に「特定建築 第2号に掲げる」を「政会第16条
第3項第1号に規定する」に、「又は政令第138条	第2項各号に掲げる工作物であって
- その使用期間が連続して6月を超えるもの」を「(同	号に規定する国土交通大臣が定める
ものを除く。)」に、「昇降機又は工作物」を「当該 (省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める	升阵機」に以め、「まぐ」の次に「 検査の項目に係る報告においては、
前回報告を行った日の翌日から起算して3年を経過す	る日の属する月の末日まで)」を加
え、同項第2号及び第3号を次のように改め、同項を (2) 政令第16条第3項第2号に規定する防火設	回采用と切とする。 備(同号に規定する国十交诵大臣が
定めるものを除く。) 毎年4月1日から12月	28日まで(省令第6条第1項に規
定する国土交通大臣が定める検査の項目に係る報 の翌日から起筒して3年を経過する日の属する日	

でする国工交通人民が定める検査の項目に係る報音においては、前回報音を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日まで) (3) 前項各号に掲げる特定建築設備等 毎年4月1日から12月28日まで(省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告においては、前回報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日まで)第16条第4項中「2月以内」を「3月以内」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項第3号に掲げる建築設備に係る報告を行う場合における」を削り、「省令 第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる配置図及び各階平面図(各階平面図にあっては、建築設備の位置を明示したもの)」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加え、 同項を同条第4項とする。

熊

- 省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる配置図及び各階平面図(各階平面 図にあっては、特定建築設備等の位置を明示したもの)
- 法第12条第3項の規定による検査において、安全上、防火上又は衛生上支障が あるとされた特定建築設備等(法第3条第2項の規定の適用を受けるものを除く。 にあっては、当該支障のある特定建築設備等の改善を図るための計画の内容を記載し た書面

第16条の4を第16条の5とする。

16条の3第1項中「第15条第1項」を「第15条第2項」に、 「特殊建築物等」 「特定建築物」に改め、同条を第16条の4とする。

第16条の2中「前条第1項第1号若しくは第2号の」を「第16条第2項第1号に掲 げる」に、「同条第2項の昇降機等」を「前条第1項各号の工作物」に改め、同条を第1 6条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。 (工作物の定期報告)

第16条の2 省令第6条の2の2第1項の知事が定める時期は、次の各号に掲げる工作

- 物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。 (1) 政令第138条第2項各号に掲げる工作物(以下この条及び次条において「工作物」という。)であってその使用期間が連続して6月を超えるもの 毎年4月1日か ら前年の報告を行った日(当該工作物の設置後最初に行う報告にあっては、法第7条 第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日)の翌日から 起算して1年を経過する日の属する月の末日まで(省令第6条の2の2第1項に規定 する国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告においては、前回報告を行った日の 翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日まで)
  - 工作物であってその使用期間が連続して6月以内のもの 毎年使用を開始しよう (2)とする日の前1月から使用を開始する日の前日まで(省令第6条の2の2第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告においては、前回報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日まで) 法第8条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による調査及
- び検査は、同項の規定による報告の目前3月以内に行わなければならない。
- 省令第6条の2の2第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 省令第3条第1項第1号イの表1に掲げる配置図及び平面図(平面図にあっては 工作物の位置を明示したもの)
  - 法第88条第1項において準用する法第12条第1項及び第3項の規定による調 査及び検査において、安全上、防火上又は衛生上支障があるとされた工作物 (法第88条第1項において準用する法第3条第2項の規定の適用を受けるものを除く。)に あっては、当該支障のある工作物の改善を図るための計画の内容を記載した書面 別記第22号様式中「第16条の2」を「第16条の3」に改める。

別記第23号様式中「第16条の3」を「第16条の4」に、「特殊建築物等」を「特 定建築物」に改める

別記第23号の2様式中「第16条の3」を「第16条の4」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年6月1日から施行する。
- (経過措置)
- この規則による改正後の熊本県建築基準法施行細則(以下「新規則」という。 5条第2項の表の2の項に掲げる建築物であって、この規則の施行の日(以下「施行日」 という。)に現に存するもの(施行日前にこの規則による改正前の熊本県建築基準施行 細則(以下「旧規則」という。)第15条第1項の規定の適用を受けていたものを除く。) に係る新規則第15条第2項の規定の適用については、同項の表の2の項中「平成28年6月1日から12月28日まで」とあるのは「平成28年6月1日から平成29年1 2月28日まで」とする。 特定建築設備等であって、
- 特定建築設備等であって、施行日に現に存するもの又は平成29年5月31日までの間に法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの のうち、次に掲げるものに係る施行日から平成30年12月28日までの間における新規則第16条第2項に規定する報告の時期については、同項の規定にかかわらず、平成
  - 28年6月1日から平成30年12月28日までとする。 (1) 新規則第16条第2項第1号に掲げる昇降機のうち、政令第129条の3第1項 第3号に規定する小荷物専用昇降機(同項に規定する国土交通大臣が定めるものを除
  - (2)
- 、。 新規則第16条第2項第2号に掲げる防火設備及び同項第3号に掲げる特定建築設備等(同条第1項第2号に掲げるものに限る。) 新規則第16条第2項第3号に掲げる特定建築設備等(同条第1項第1号に掲げるも に限る。)であって、施行日に関に存すると拡張している。 のに限る。 規定の適用を受けていたものを除く。)に係る施行日から平成29年5月31日までの間における新規則第16条第2項に規定する報告の時期については、同項の規定にかか わらず、平成28年6月1日から平成29年5月31日までとする。

### 告 示

#### 熊本県告示第491号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第25条の2の規定により告示する。

平成28年4月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所ヤフー株式会社
  - 東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容
- ふるさとくまもと応援寄附金 3 指定代理納付者に代理納付させる期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類 次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
  - (1) VISA
  - (2) MasterCard
  - (3) J C B
  - (4) American Express
  - (5) ダイナース

# 熊本県告示第492号

熊本県食肉衛生検査所設置条例(昭和48年熊本県条例第17号)別表の規定により熊本県食肉衛生検査所の管轄する食鳥処理場及びこれに附属する施設として次の食鳥処理場及びこれに附属する施設を指定した。

平成28年4月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

		7111 7 7 1 1 1 1 1	/ 141: > 4
事業者の名称	食鳥処理場の名称	食鳥処理場の所在地	指定年月日
株式会社児湯食鳥	株式会社児湯食鳥八代工	八代市平山新町54	平成28年
	場	5 9 番地	4月1日
北九福鳥株式会社	北九福鳥株式会社熊本営	荒尾市上井手下栗山	平成28年
	業所	8 5 8	4月1日
農事組合法人天草	農事組合法人天草大王生	天草市本渡町本渡7	平成28年
大王生産販売組合	産販売組合食鳥処理場	8 8	4月1日
株式会社熊本チキ	株式会社熊本チキン	山鹿市鹿本町石渕1	平成28年
ン		$1 \ 0 \ 3 - 2$	4月1日
株式会社チキン食	株式会社チキン食品	玉名郡南関町大字下	平成28年
品		坂下1087-1	4月1日

# 公 告

#### 熊本県公告第276号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。 平成28年4月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量(空中写真撮影及び	平成28年4月19日から	阿蘇市、南小国町、小国
オルソ作成)	平成29年3月31日まで	町、産山村、高森町、南
		阿蘇村及び山都町

#### 熊本県公告第277号

特定調達契約につき、総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下

「特例政令」という。)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則 (平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年4月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称
- 熊本県庁舎等清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
- 平成28年3月8日 4 落札者の氏名及び住所

株式会社総美

熊本県熊本市中央区渡鹿二丁目11番17号

- 5 落札金額
  - 88,887,891円(うち消費税及び地方消費税の額7,587,891円)
- 6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例政令第6条に規定する公告を行った日 平成28年1月12日

, ,,, = - , - , - - .

#### 熊本県公告第278号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の 規定により熊本地方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があった ので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年4月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作	業	種	類			作	業	期	間			作	業	地	域	
公共測量	(地区	引作员	戈作第	善(美)	平成:	274	年4月	2 3	日から	Ò	八十	大市素	灰原町	1—-	厂目、	
					平成:	284	年2月	2 9	日まで	で	萩原	頁町 二	二丁目	1, 7	大手町	
											— ¬	「目及	支び消	青水田	丁	

# 熊本県公告第279号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年4月15日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス惣領店

上益城郡益城町大字惣領字西宅地1089番3ほか

2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番
代表取締役 宇野 正晃	1 号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年11月23日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,685平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - 建物西側 67台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物西側 21台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
- 建物西側 40平方メートル 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北側 13立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (3)
  - 1箇所 建物敷地西側
- (4)荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 2 4 時間
- 届出年月日

平成28年3月22日

届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域 振興局総務振興課

平成28年4月15日から平成28年8月15日まで

# 熊本県公告第280号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年4月15日から同月28日までの間、熊本県農 林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年4月15日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定	<b>芒等を受ける者</b>	- 賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	具信催の設定寺を支りる上地
農事組合法人熊本	熊本市南区城南町永	上益城郡嘉島町大字鯰字早田60番ほか
すぎかみ農場		3 筆

2 申請年月日

平成28年3月25日

# 熊本県公告第281号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法 律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年4月15日から同月28日までの間、熊本県農 林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年4月15日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定	<b>芒等を受ける</b>	, 者	賃借権の設定等を受ける土地							
氏名又は名称	住	所	負相権の改定等を支りる工地							
農事組合法人熊本	熊本市南区	城南町永	熊本市南区城南町築地字内河内360番							
すぎかみ農場			2 ほか 7 筆							

申請年月日

平成28年3月25日

## 熊本県公告第282号

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により平成28年度調 理師試験を次のとおり実施するので、熊本県調理師法施行細則(昭和34年熊本県規則第 8号)第9条の規定により公告する。

平成28年4月15日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

試験期日

平成28年8月30日(火)

試験場所 2

公立大学法人熊本県立大学 熊本市東区月出三丁目1番100号

- 試験科目及び時間 3
  - 食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論 午後1時30分から午後3時30分まで (1)
  - (2)
- 受験資格 4
  - (1)学歷

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者又は同法附則第3 項に規定する者

(2)調理実務経験

食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号 くは第32号に掲げる営業(飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業)又は 寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの(1回20食 以上又は1日50食以上)において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2 年以上調理の業務に従事した者

#### 受験手続

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。ただし、平成25年度から平成27年度までのいずれかの年度に行われた調理師試験に係る熊本県調理師試験受験票を提出する場 合は、イ及びウに掲げる書類の提出を省略できる。

受験願書 1 部

調理業務従事証明書 1 部

学校教育法第57条に規定する者又は同法附則第3項に規定する者であることを 証する書類

写真(受験願書の提出前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5 センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載したも の)

戸籍抄本又は戸籍謄本(提出前6月以内に交付されたもの) 調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名(受験票を提出する者にあ っては、当該受験票の氏名)と現在の氏名が異なる場合に限る。

受験願書の配付 (2)

平成28年5月13日(金)から平成28年6月17日(金)まで、熊本県の保 健所、熊本市の保健所、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課等で配付する。 ただし、土目祝祭日には、配付しない。

なお、郵送による配付を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱 書し、宛て先を明記し、92円切手を貼った返信用封筒(縦23.5センチメート ル、横12センチメートル)を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課(〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)に請求するこ

受験願書等受付期間 (3)

平成28年6月13日(月)から平成28年6月17日(金)までとし、受付時 間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験の申込み(県外居住者の申込みに限る。)は、平成28年6月17日(金)までの消印のあるもの に限り受け付ける。

受験願書等提出先 (4)

受験願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送による受験の申込み(県外居住者の申込みに限る。)をするときは、必ず書留郵便とし、封筒の表に「調理師 試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課に送付す ること。

熊本市居住者にあっては、熊本市の保健所 熊本市以外の県内居住者にあっては、熊本県の保健所 イ

ゥ 県外の居住者にあっては、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

(5)受験手数料

6,200円の熊本県収入証紙(郵送による申込みの場合は、6,200円分の 普通為替又は定額小為替) 受験願書を受理した後の受験手数料は、返還しない。

受験票の交付

受験票は、受験願書を審査した後、受験者に郵送により交付する。

原則として、全科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各科目の得点が科目 ごとの平均点の2割以上であること。

合格発表

合格者は、平成28年9月20日(火)午前10時に熊本県庁本館1階ロビー、各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。 なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。

その他

- ) 受験手続等に関する問合せは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康局健康づくり進課(電話096-333-2252)に行うこと。 ) 熊本県個人情報保護条例第22条の規定に基づく簡易開示制度により、試験結果 (1)
- の総合得点及び科目別得点を受験者のうち希望する者に開示するものとする。

なお、開示期間は、合格発表の日から1か月以内とし、開示場所は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課とする。

出題した問題については、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。 の場合において、掲載期間は、1年間(平成28年9月20日(火)から平成29年9月19日(火)まで)とする。

## 登載依頼

# 熊本県労働委員会告示第4号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定に基づくあっせん員候補者 は、次のとおりである。

平成28年4月15日

熊本県労働委員会会長 原村 憲司

氏			<del></del> 名	現	 職
原	村		司	熊本県労働委員会会長	7194
D).	13	心	⊢1		
藤	野	芳太.	自民	加坡工   加坡工	
/154F	12-3	<i>73 7</i> C	MIA	□ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆	
池	上	恭	子		
100		31/2	J	熊本学園大学商学部教授	
原	田	信	輔	熊本県労働委員会公益委員	
2,1	р—	114	1114	,	
髙	島	岡川	_		
, ,		1 4 4		,	
前	亚	亜希	子	熊本県労働委員会労働者委員	
				自治労熊本県本部特別執行委員	
梶	田	秀	治	熊本県労働委員会労働者委員	
				UAゼンセン熊本県支部支部長	
友	田	孝	行	熊本県労働委員会労働者委員	
				電機連合熊本地方協議会議長	
Щ	本		寛	熊本県労働委員会労働者委員	
				情報労連熊本県協議会議長	
佐ィ	木	義	博	熊本県労働委員会労働者委員	
				連合熊本事務局長	
筌	場	佳	江	熊本県労働委員会使用者委員	
				株式会社野田市電子人材ソリューション事業部顧問	
廣	Ш	俊	<del>_</del>	熊本県労働委員会使用者委員	
	1.	1-15	_	肥銀ビジネス開発株式会社代表取締役	
武	末	博	司	熊本県労働委員会使用者委員	
No.		<i>t</i> ^	<b>→</b>	武末建設株式会社取締役	
池	田	倫	子	熊本県労働委員会使用者委員	
<del>-</del> 5-17	白	<del>-</del> /^	Γ.	特定医療法人佐藤会弓削病院常務理事	
加	島	裕	士	熊本県労働委員会使用者委員   熊本県経営者協会東森珊東	
  -	油	白		熊本県経営者協会専務理事 熊本県労働委員会事務局長	
白宙	演田	良由紀	一 フ.	熊本県労働委員会事務局校   熊本県労働委員会事務局審査調整課長	
真 石	元		<del>丁</del> 弘	熊本県为側袋貝芸事務向番鱼調整課長   熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課長	
	ル	JL.	74	照平所间上観儿力團副间上力團同力團准用剧生碟杖	

**熊本県交通安全対策会議公告第1号** 熊本県交通安全対策会議を次のとおり開催する。

平成28年4月15日

熊本県交通安全対策会議 会 長 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開催日時 1
  - 平成28年4月22日(金)

午後2時00分から午後2時40分まで

- 開催場所
  - 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - 熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
  - (1) 第10次熊本県交通安全計画(案)について
- 傍聴者の定員

10人

7	1410	40	7	- 4	Л	Ιc	, ⊢	-	77	計画				XK		4		,	সং				+1	X							N	1 4	0 1	. 1 /	7	Ð
5	( (: 前	1 2 間熊熊(	)事)い本本熊	傍務傍合県県本	局聴わ熊交県	希ののせ本通環	指手先市安境	示続 中全生	にた 史玄活	こよ そ対話	住先 気質別	、着 前議	会順 寺事生	議で 六務活	の行 丁局局	会い目く	場、 1 ら	に定 8 し	入員 番 の	るに 1 安	こな 号 全	とり 推	が次進	で第課	き終交	る了	° †	る	0		つい 全班		受付	†の <sub>-</sub>	Ŀ,	